

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月8日

【四半期会計期間】 第73期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 日機装株式会社

【英訳名】 NIKKISO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 甲 斐 敏 彦

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号

【電話番号】 03 - 3443 - 3711 (代表・番号案内)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 中 村 洋

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号

【電話番号】 03 - 3443 - 3711 (代表・番号案内)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 中 村 洋

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第72期 第2四半期 連結累計期間	第73期 第2四半期 連結累計期間	第72期
会計期間		自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高	(百万円)	46,272	51,772	103,670
経常利益	(百万円)	2,065	3,569	8,945
四半期(当期)純利益	(百万円)	897	1,796	6,897
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	976	5,375	9,154
純資産額	(百万円)	50,875	63,320	58,558
総資産額	(百万円)	117,809	154,434	138,345
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	11.63	23.29	89.41
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	11.63	22.40	89.40
自己資本比率	(%)	42.27	40.00	41.37
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,063	553	8,398
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,150	11,936	324
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,644	7,543	3,653
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	12,453	21,469	25,555

回次		第72期 第2四半期 連結会計期間	第73期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	13.49	18.31

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

（工業部門）

当第2四半期連結会計期間において、オランダのGeveke B.V.の全発行済株式を取得したことに伴い、同社を連結子会社にしております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成25年7月10日開催の取締役会において、オランダのGeveke B.V.の発行済株式の全部を取得して同社を買収する決議を行ない、平成25年7月29日に株式譲渡契約を締結しました。

概要については、「第4 経理の状況 1. 四半期連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載しています。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間の当社グループの事業環境は、工業部門では、エネルギー業界において、新興国を中心にエネルギー需要が拡大基調にあることや、原油価格が高値を維持していることなどから、オイル&ガス関連の開発投資は継続しており、LEWA社を中心にポンプ製品の受注環境は好調を維持しています。また、航空機業界については、燃費効率の高い新型機への買い替え需要や新興国を中心に格安航空会社の需要などが拡大しており、航空機部品の受注も好調に推移しました。医療部門では、国内では医療機関の省力化ニーズの高まりや透析治療の高度化が進む中で、透析関連製品の売上は堅調に推移しましたが、海外では、欧州などで市場環境の悪化などにより透析装置の売上が低調に推移しました。

この結果、受注高は56,689百万円（対前年同四半期比13.1%増）、売上高は51,772百万円（同11.9%増）、営業利益は、増収効果などにより2,656百万円（同8.8%増）、経常利益は円安基調による為替差益の計上などもあり3,569百万円（同72.8%増）、四半期純利益は1,796百万円（同100.2%増）になりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

工業部門

工業部門は、その取扱製品により、インダストリアル事業本部、精密機器事業本部及び航空宇宙事業本部の3事業本部に区分しています。

<インダストリアル事業本部>

ポンプ製品は、世界各国で原油開発をはじめとするエネルギー関連投資が拡大する中で、LEWA製品を中心にオイル&ガス業界向けポンプの受注、売上が好調を維持しました。LEWA社では旺盛な受注に対応するために、生産能力の増強を継続しています。一方、LNG用ポンプは、中長期的にLNGの需要拡大が見込まれている中で、受注については、当期は大口案件がなかったことなどから、前年同四半期に比べて減少しましたが、売上は大口案件が売上計上となったことなどにより増収となりました。石油化学業界向けのポンプは、海外は好調に推移しましたが、国内は市況が低調に推移する中で苦戦しました。

システム製品では、原子力発電所の稼働停止や火力発電所のフル稼働に伴う定期検査の延期などの影響により、水質調整システムは厳しい事業環境が継続しています。

この結果、インダストリアル事業本部の受注高は26,457百万円（対前年同四半期比24.1%増）、売上高は22,444百万円（同23.1%増）となりました。

<精密機器事業本部>

粉体計測機器は、国内では、研究開発投資が回復基調となる中で、官民双方の需要が増加しており、売上は増加傾向となりました。電子部品製造装置は、スマートフォンやタブレット端末向けの電子部品の需要が拡大する中で、電子部品業界の設備投資も徐々に活発化しており、受注、売上ともに前年同四半期比で増加しました。

しかしながら、子会社管理区分の変更に伴う影響により、精密機器事業本部の受注高は2,297百万円（対前年同四半期比28.5%減）、売上高は2,031百万円（同22.6%減）となりました。

深紫外線LED事業は、新規市場開拓のためのマーケティング活動を継続するとともに、事業化に向けたLED素子の初期量産体制の準備を進めています。

<航空宇宙事業本部>

航空機業界は、燃費効率の高い新型機への買い替え需要や新興国を中心に格安航空会社からの需要の拡大が継続する中で、航空機メーカーも生産機数の引き上げや新型機の開発を積極化しており、主要製品である炭素繊維強化プラスチック製の逆噴射装置関連部品（カスケード、ブロッカードアなど）の受注、売上は順調に推移しました。

ベトナム・ハノイ工場での生産を開始したトルクボックスは、順次、静岡製作所からの生産移管を進めています。

この結果、航空宇宙事業本部の受注高は3,806百万円（対前年同四半期比42.5%増）、売上高は3,626百万円（同34.8%増）となりました。

以上の結果、工業部門の受注高は32,560百万円（対前年同四半期比19.7%増）、売上高は28,103百万円（同19.3%増）となりました。セグメント利益は、国内の石油化学業界向けのポンプや電力関連事業が低調であったものの、LEWA社、航空宇宙事業などの増収効果や為替の円安効果などが寄与し、1,179百万円（同7.7%増）となりました。

なお、深紫外線LEDの事業化に伴い、社内の事業管理体制の見直しを行ない、本年11月に組織を改編しました。深紫外線LED事業は、効率的で一元的な事業運営を行なうために、精密機器事業本部や創光科学株式会社に分散している機能を日機装技研株式会社（株式会社日機装技術研究所から改称）に集約することにしました。また、深紫外線LED以外の精密機器事業本部の事業（粉体計測機器、電子部品製造装置など）については、インダストリアル事業本部に統合することとし、精密機器事業本部は発展的に解消することとしました。

医 療 部 門

<メディカル事業本部>

透析装置は、国内においては医療施設の省力化や装置の自動化のニーズの高まりや、最新の治療法に対応した機能への需要が拡大しており、主力の透析監視装置を中心に売上は順調に推移しました。一方、海外では、ドイツの医療保険制度改訂や南欧の財政悪化などにより、医療機器関連の投資意欲が低迷していることなどが影響し、欧州向けの売上を中心に低調に推移しました。

中国事業については、現地合弁会社での生産遂行体制は順調に稼働しており、また、販売・メンテナンス体制についてもほぼ整いつつあることや、新機種投入を準備するなど、パートナーである威高集団と緊密に連携しながら様々な取り組みを行なっています。中国市場における透析装置の販売台数も着実に増加してきており、今後、市場規模の拡大が見込まれる中で、更なる販売シェアの拡大を目指していきます。

消耗品については、ダイライザーの売上が伸び悩む一方で、血液回路や粉末型透析用剤の売上は順調に推移しました。

以上の結果、医療部門の受注高は24,128百万円（対前年同四半期比5.3%増）、売上高は23,669百万円（同4.2%増）となりました。セグメント利益は国内の透析装置などの増収効果などにより3,137百万円（同4.3%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結累計期間の資産合計は154,434百万円となり、前期末に比べて16,089百万円増加しました。Geveke社買収に伴うのれん計上などによる無形固定資産の増加、及びNikkiso Vietnam Inc.の生産設備増強による有形固定資産の増加などが主因です。

当第2四半期連結累計期間の負債合計は91,113百万円となり、前期末に比べて11,327百万円増加しました。長期借入金の一部を期日一括返済した一方で、転換社債型新株予約権付社債を発行したことなどが主因です。

当第2四半期連結累計期間の純資産合計は63,320百万円となり、前期末に比べて4,762百万円増加しました。四半期純利益計上に伴う利益剰余金の増加に加え、円安基調に伴う為替換算調整勘定の増加などが主因です。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物は21,469百万円となり、前連結会計年度末より4,086百万円減少しました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは553百万円(前年同四半期は3,063百万円収入)となりました。法人税等の支払いが主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは11,936百万円(対前年同四半期比9,786百万円支出増)となりました。子会社株式の取得による支出が主な要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは7,543百万円(前年同四半期は1,644百万円支出)となりました。転換社債型新株予約権付社債の発行による収入が主な要因です。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

基本方針の内容

-) 当社の支配形態は、企業価値の向上と株主共同の利益を確保するため、株式市場における自由かつ公正な取引を通じて構成される株主の意思に基づき決定されるものとします。
-) 短期的な利益や一部の株主の利益を優先する動きが生ずる場合など当社の企業価値と株主共同の利益が損なわれる恐れが生じる可能性に備え、定款の定めに基づき、いわゆる買収防衛策を導入しておくこととします。

当社の取り組みの具体的内容

-) 中長期的方針のもと、事業のグローバル化、戦略的な事業展開、生産性向上、開発強化などに取り組み、企業価値と株主共同の利益の向上に努めます。
-) 基本方針における買収防衛策については株主の意思を尊重するため、「株式の大規模な取得に対する防衛に関する規則」を株主総会の決議を経て制定するものとします。当該規則は、防衛策の発動を含む対処策の決定にあたっては、外部の有識者、社外取締役及び社外監査役で構成する独立委員会による勧告を最大限に尊重し、判断の客観性と独立性を確保するものとします。

当社の取り組みに対する取締役会の判断とその理由

当社取締役会は、前記の取り組みについて、合理的かつ妥当な内容であって、前記の基本方針に沿っており、したがって当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は759百万円です。

(6) 従業員数

当第2四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(7) 生産、受注及び販売の実績

当第2四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績の著しい増減はありません。

(8) 主要な設備

当第2四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	249,500,000
計	249,500,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年11月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	80,286,464	80,286,464	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株です。
計	80,286,464	80,286,464		

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権及び新株予約権付社債は、次のとおりです。
第2回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)

決議年月日	平成25年7月1日
新株予約権の数	20個 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	20,000株 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成25年7月19日～平成55年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1,000株につき 1,127,993円 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役 会の決議による承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とします。

2 割当日後、当社が株式分割、株式無償割当又は株式併合等を行なう場合で付与株式数の調整を行なうことが
適切なきときは、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当又は株式併合の比率

3 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金
額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準
備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

4 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限って、新株予
約権を行使することができます。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。かかる相続人に
よる新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによるものとします。

(3) 上記以外の権利行使の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによるものとします。

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、残存新株予約権の定めに準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の当該期間（以下「権利行使期間」という。）の開始日と組織再編成行為効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権の定めに準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) 新株予約権の取得条項
残存新株予約権の定めに準じて決定します。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
残存新株予約権の定めに準じて決定します。

2018年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	平成25年7月16日
新株予約権の数	3,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	9,287,925株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり 5,000,000円
新株予約権の行使期間	自平成25年8月16日 至平成30年7月19日の銀行営業終了時 (ルクセンブルク時間) (注) 2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,615円 (注) 3 資本組入額 808円 (注) 4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額合計額を下記6.記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- 2 本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の5営業日前の日の銀行営業終了時(ルクセンブルク時間)まで、本社債の買入消却の場合には、本新株予約権付社債が消却のためにDaiwa Capital Markets Europe Limited,London, Geneva Branch(以下「Daiwa Capital Markets Europe」という。)に引き渡された時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成30年7月19日より後に本新株予約権を行使することはできず、また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することができないものとする。さらに、上記にかかわらず、法令、規則又は当社の定款の作用によるかを問わず株主確定日(以下に定義する。)が指定された場合、当該本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(以下「行使日」という。)と株主確定日との間の期間が、東京における4営業日(当該4営業日の計算においては両日(行使日及び株主確定日)を計算に含めるものとする。)に満たない場合には、当該本新株予約権を行使することはできない。「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)第151条第1項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。

3 発行価額は、下記6.記載の転換価額と同額である。

4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(1) 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる承継会社等の新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(a)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(b)その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(c)当該組織再編等の全体から見て当社が不合理であると判断する費用(租税を含む。)を当社又は承継会社等が負担せずに実行可能であることを前提条件とする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)記載の当社の努力義務は、当社がDaiwa Capital Markets Europe に対して当該組織変更に係る株主総会若しくは取締役会における承認日以前に、当該組織再編等の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場されることを当社が予測していない(理由の如何を問わない。)旨の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は以下のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記()又は()に従う。なお、転換価額は下記6.(2)と同様の調整に服する。

() 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

() 上記()以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合により効力発生日から14日以内の日)から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

6 転換価額の調整

(1) 転換価額は、当初1,615円である。

(2) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。

なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社が保有する自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)等の発行、一定限度を超える配当支払い(特別配当の実施を含む。)、その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

7 本社債に関する償還の方法

(1) 下記 乃至 記載の通り、120%コールオプション条項、税制変更又はクリーンアップ条項による場合、当社は繰上償還をすることができ、組織再編等、上場廃止等又はスクイズアウトによる場合、当社は繰上償還を行う。

120%コールオプション条項による繰上償還

当社は、終値が、20連続取引日（以下に定義する。）にわたり当該各取引日に有効な上記6．記載の転換価額の120%以上であった場合、当該20連続取引日の末日から30日以内に、本新株予約権付社債の所持人に対して、償還日に先立つ30日以上60日以内の事前の通知を行った上で、平成27年8月3日以降、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の100%で繰上償還することができる。但し、当社が組織再編等、上場廃止等又はスクイズアウトに基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合には、以後本 に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

税制変更による繰上償還

当社は、日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払いに関し追加金支払義務が発生したこと又は発生することをDaiwa Capital Markets Europe に了解させた場合には、本新株予約権付社債の所持人に対して償還日に先立つ30日以上60日以内の事前の通知をした上で、平成25年8月3日以降、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の100%で繰上償還することができる。

但し、当社が組織再編等、上場廃止等又はスクイズアウトに基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合には、以後本 に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

追加金の支払：本社債に関する支払につき、日本国又はその他の日本の課税権者により課される現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要となった場合には、当社は、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、本新株予約権付社債の所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるように必要な追加金を支払う。

クリーンアップ条項による繰上償還

当社は、下記通知の日において残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面金額合計額の10%を下回った場合、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知をした上で、平成25年8月3日以降、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の100%で繰上償還することができる。

但し、当社が組織再編等、上場廃止等又はスクイズアウトに基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合には、以後本 に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年9月30日		80,286		6,544		10,700

(6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	5,863	7.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	4,608	5.73
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-3-3 (東京都中央区晴海1-8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	3,779	4.70
日機装持株会	東京都渋谷区恵比寿4-20-3	2,344	2.91
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3-9	1,966	2.44
日機装従業員持株会	東京都渋谷区恵比寿4-20-3	1,949	2.42
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	1,622	2.02
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	1,500	1.86
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-4-1 (東京都中央区晴海1-8-11)	1,404	1.74
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2-2-2	1,257	1.56
計		26,292	32.75

(注) 1 上記のほか当社所有の自己株式3,156千株(3.93%)があります。

- 2 株式会社みずほ銀行及びその共同保有者であるみずほ信託銀行株式会社及びみずほ投信投資顧問株式会社から平成25年7月22日付で関東財務局長に提出された変更報告書により、平成25年7月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	3,779	4.71
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1-2-1	1,187	1.48
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田3-5-27	622	0.77

- 3 三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社から平成25年2月6日付で関東財務局長に提出された変更報告書により、平成25年1月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-1	4,060	5.06
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝3-33-1	688	0.86
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9-7-1	1,531	1.91

- 4 フィデリティ投信株式会社から平成25年4月22日付で関東財務局長に提出された変更報告書により、平成25年4月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラスタワー	4,141	5.16

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,156,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 76,672,000	76,672	
単元未満株式	普通株式 458,464		
発行済株式総数	80,286,464		
総株主の議決権		76,672	

(注) 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式が72株含まれております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日機装株式会社	東京都渋谷区恵比寿4-20-3	3,156,000		3,156,000	3.93
計		3,156,000		3,156,000	3.93

2 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	26,650	22,303
受取手形及び売掛金	33,429	35,675
商品及び製品	5,842	8,204
仕掛品	5,583	6,143
原材料及び貯蔵品	7,945	7,685
繰延税金資産	1,465	1,627
その他	1,994	2,920
貸倒引当金	622	775
流動資産合計	82,287	83,785
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	9,514	11,596
機械装置及び運搬具（純額）	2,980	3,371
土地	3,656	3,940
リース資産（純額）	141	114
建設仮勘定	1,925	3,155
その他（純額）	1,391	1,399
有形固定資産合計	19,610	23,578
無形固定資産		
のれん	22,115	29,700
特許権	249	391
電話加入権	42	42
リース資産	57	46
その他	2,307	3,045
無形固定資産合計	24,772	33,226
投資その他の資産		
投資有価証券	10,235	12,503
長期貸付金	4	3
繰延税金資産	264	242
破産更生債権等	17	17
前払年金費用	111	88
その他	1,058	1,007
貸倒引当金	17	17
投資その他の資産合計	11,673	13,845
固定資産合計	56,057	70,649
資産合計	138,345	154,434

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,620	15,419
短期借入金	8,242	8,370
1年内返済予定の長期借入金	11,137	6,059
リース債務	73	76
未払金	2,213	1,587
未払消費税等	59	9
未払法人税等	2,829	1,682
未払費用	1,617	2,087
賞与引当金	1,812	1,582
役員賞与引当金	52	25
設備関係支払手形	27	2
その他	3,388	4,057
流動負債合計	46,075	40,960
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	15,145
長期借入金	30,465	30,963
リース債務	134	91
繰延税金負債	2,237	3,074
退職給付引当金	446	468
役員退職慰労引当金	159	159
生産拠点再編関連費用引当金	176	166
長期預り保証金	12	12
その他	78	71
固定負債合計	33,711	50,153
負債合計	79,786	91,113
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,544	6,544
資本剰余金	10,700	10,700
利益剰余金	40,591	41,771
自己株式	2,292	2,301
株主資本合計	55,544	56,714
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,472	3,982
為替換算調整勘定	779	1,069
その他の包括利益累計額合計	1,693	5,051
新株予約権	14	34
少数株主持分	1,305	1,519
純資産合計	58,558	63,320
負債純資産合計	138,345	154,434

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
売上高	46,272	51,772
売上原価	31,581	34,115
売上総利益	14,691	17,656
販売費及び一般管理費	¹ 12,248	¹ 14,999
営業利益	2,442	2,656
営業外収益		
受取利息	25	29
受取配当金	158	163
持分法による投資利益	10	62
受取賃貸料	75	63
為替差益	-	809
その他	168	196
営業外収益合計	437	1,325
営業外費用		
支払利息	412	367
為替差損	377	-
その他	25	44
営業外費用合計	815	412
経常利益	2,065	3,569
特別利益		
固定資産売却益	36	4
投資有価証券売却益	-	4
特別利益合計	36	9
特別損失		
固定資産除却損	29	21
固定資産売却損	-	0
投資有価証券評価損	233	151
ゴルフ会員権評価損	2	-
事業買収関連費用	-	237
システム移行関連費用	100	-
特別損失合計	364	410
税金等調整前四半期純利益	1,737	3,168
法人税等	780	1,319
少数株主損益調整前四半期純利益	957	1,848
少数株主利益	60	52
四半期純利益	897	1,796

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	957	1,848
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	252	1,508
為替換算調整勘定	268	1,927
持分法適用会社に対する持分相当額	1	90
その他の包括利益合計	18	3,526
四半期包括利益	976	5,375
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	897	5,154
少数株主に係る四半期包括利益	78	220

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,737	3,168
減価償却費	1,317	1,362
のれん償却額	740	780
有形固定資産除却損	29	21
有形固定資産売却損益(は益)	36	4
投資有価証券売却損益(は益)	-	4
投資有価証券評価損益(は益)	233	151
ゴルフ会員権評価損	2	-
持分法による投資損益(は益)	10	62
貸倒引当金の増減額(は減少)	54	57
前払年金費用の増減額(は増加)	116	23
退職給付引当金の増減額(は減少)	8	20
賞与引当金の増減額(は減少)	79	235
役員賞与引当金の増減額(は減少)	24	26
受取利息及び受取配当金	183	192
支払利息	412	367
為替差損益(は益)	61	104
売上債権の増減額(は増加)	1,392	219
たな卸資産の増減額(は増加)	1,661	631
仕入債務の増減額(は減少)	473	1,111
未払消費税等の増減額(は減少)	66	69
その他	422	1,405
小計	4,922	2,281
利息及び配当金の受取額	246	246
利息の支払額	413	369
法人税等の支払額	1,696	2,712
法人税等の還付額	4	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,063	553
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	879	425
定期預金の払戻による収入	482	790
有形固定資産の取得による支出	1,481	3,984
有形固定資産の売却による収入	43	13
その他の無形固定資産の取得による支出	316	-
投資有価証券の取得による支出	4	-
投資有価証券の売却による収入	4	12
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	8,332
短期貸付けによる支出	5	3
短期貸付金の回収による収入	9	5
長期貸付けによる支出	2	0
その他	-	12
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,150	11,936

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	16,136	4,283
短期借入金の返済による支出	11,222	5,863
ファイナンス・リース債務の返済による支出	48	39
長期借入れによる収入	1,824	1,453
長期借入金の返済による支出	1,798	6,795
社債の償還による支出	6,000	-
自己株式の取得による支出	10	11
自己株式の売却による収入	-	0
配当金の支払額	462	617
少数株主への配当金の支払額	62	15
新株予約権付社債の発行による収入	-	15,150
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,644	7,543
現金及び現金同等物に係る換算差額	52	860
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	678	4,086
現金及び現金同等物の期首残高	13,108	25,555
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	23	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	¹ 12,453	¹ 21,469

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日至平成25年9月30日)	
連結の範囲の重要な変更	当社は、平成25年7月29日付でオランダのGeveke B.V.の全発行済株式を取得しました。これに伴い、当第2四半期連結会計期間より、同社を連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日至平成25年9月30日)	
税金費用の計算	当社の税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日至平成25年9月30日)
役員報酬及び給与手当	4,210百万円	5,467百万円
賞与引当金繰入額	612 "	747 "
役員賞与引当金繰入額	22 "	21 "
退職給付費用	223 "	218 "
減価償却費	357 "	578 "
研究開発費	592 "	701 "
運送費及び保管料	1,107 "	1,214 "
旅費及び交通費	696 "	800 "
賃借料	627 "	716 "
貸倒引当金繰入額	57 "	60 "
のれん償却費	740 "	780 "

2 前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

当社グループでは工業部門において、製品納期の時期が第2四半期連結会計期間及び第4四半期連結会計期間に集中する特性があるため、第2四半期連結会計期間及び第4四半期連結会計期間の売上高は、第1四半期連結会計期間及び第3四半期連結会計期間の売上高に比べ、多くなる傾向があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
現金及び預金	13,567百万円	22,303百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	1,114 "	834 "
現金及び現金同等物	12,453百万円	21,469百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月17日 取締役会	普通株式	利益剰余金	462	6.00	平成24年3月31日	平成24年6月5日

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年11月5日 取締役会	普通株式	利益剰余金	462	6.00	平成24年9月30日	平成24年12月4日

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月17日 取締役会	普通株式	利益剰余金	617	8.00	平成25年3月31日	平成25年6月4日

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年11月5日 取締役会	普通株式	利益剰余金	617	8.00	平成25年9月30日	平成25年12月3日

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注) 1	四半期連 結損益計 算書計上 額(注) 2
	工業部門	医療部門			
売上高					
外部顧客への売上高	23,554	22,718	46,272		46,272
セグメント間の内部売上高又は振替高					
計	23,554	22,718	46,272		46,272
セグメント利益	1,095	3,008	4,103	1,661	2,442

(注) 1 セグメント利益の調整額 1,661百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注) 1	四半期連 結損益計 算書計上 額(注) 2
	工業部門	医療部門			
売上高					
外部顧客への売上高	28,103	23,669	51,772		51,772
セグメント間の内部売上高又は振替高					
計	28,103	23,669	51,772		51,772
セグメント利益	1,179	3,137	4,317	1,660	2,656

(注) 1 セグメント利益の調整額 1,660百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

「工業部門」セグメントにおいて、Geveke B.V.の株式を取得し、新たに連結の範囲に含めたことに伴い、のれんが発生しております。当該事象によるのれんの増加額は、当第2四半期連結会計期間においては7,935百万円であります。なお、のれんの金額は取得原価の配分が完了していないため、現時点で入手可能な合理的な情報に基づく暫定的な金額であります。

(金融商品関係)

以下の金融商品は、企業集団の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

(単位：百万円)

科目	四半期連結 貸借対照表計上額	時価	差額
転換社債型新株予約権付社債	15,145	15,300	155

(注) 転換社債型新株予約権付社債の時価は、市場価格に基づき算定しています。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

当社は、平成25年7月10日開催の取締役会において、オランダのGeveke B.V. (以下「Geveke社」)の発行済株式の全部を取得して同社を買収する決議を行ない、平成25年7月29日に株式譲渡契約を締結し、同日付で全発行済株式の取得を完了しました。その概要は次のとおりです。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業の内容

名称	Geveke B.V.
事業内容	工業用特殊ポンプ、コンプレッサー等の販売及びそれらを用いた自社製パッケージ製品の製造と販売

企業結合を行なった主な理由

当社は、平成21年に買収したドイツLEWA社と一体となって工業用ポンプのグローバルな事業展開を行なっています。特に今後の成長が見込まれるオイル&ガス業界については、重要な市場として更なる事業拡大を目指しています。

Geveke社は1874年に設立され、産業用特殊ポンプ・コンプレッサーの販売、ポンプ・コンプレッサーを組み込んだパッケージ製品の製造・販売、及び技術的ソリューションサービスなどの事業をおこなっており、主要顧客は、大手石油会社を含むオイル&ガス業界です。

本件買収でGeveke社が当社グループに入ることにより、当社グループが保有するポンプ技術とGeveke社が強みを持つパッケージ化技術を融合した高度なソリューションビジネスの提供が可能となり、また、当社グループが現在取り扱っていないコンプレッサーのパッケージ化製品が製品ラインアップに加わることで、製品・サービス多様化を図ることが可能となります。

企業結合日

平成25年7月29日

企業結合の法的形式

株式取得

結合後企業の名称

Geveke B.V.

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得するためです。

(2) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

当第2四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書には、被取得企業の業績は含まれていません。

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	7,287百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	128 "
取得原価		7,415百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

7,935百万円

なお、のれんは、取得原価の配分が完了していないため、現時点で入手可能な合理的な情報に基づく暫定的な金額です。

発生原因

取得原価が、被取得企業に係る時価純資産を上回ることにより発生しています。

償却方法及び償却期間

効果の発現する期間にわたって均等償却いたします。なお、償却期間については、取得原価の配分の結果を踏まえて決定する予定です。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	11円63銭	23円29銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	897	1,796
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	897	1,796
普通株式の期中平均株式数(千株)	77,148	77,133
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	11円63銭	22円40銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	8	3,071
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第73期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）中間配当については、平成25年11月5日開催の取締役会において、平成25年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行なうことを決議しました。

配当金の総額	617百万円
1株当たりの金額	8円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成25年12月3日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月7日

日機装株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村	上	眞	治
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原	田	誠	司
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	口	隆	史
--------------------	-------	---	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日機装株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日機装株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。